

サウナ施設の安全対策を強化するため、港区公衆浴場法施行条例及び港区旅館業法施行条例の一部を改正します



令和 7 年 12 月 15 日に赤坂地区のサウナ施設で発生した死亡事故を受け、区は、東京消防庁と合同で、令和 8 年 1 月から区内全てのサウナ施設（公衆浴場及び旅館業の 125 施設）を対象に立入調査を実施しました。

区は、本調査結果等を踏まえ、サウナ施設利用者の安全を確保し、区内サウナ施設における安全対策を更に強化するため、港区公衆浴場法施行条例及び港区旅館業法施行条例の一部を改正します。

1 改正内容

- (1) サウナ施設内の入浴者が使用しやすい場所に非常用ブザーを設置すること。
- (2) 非常用ブザーについて、定期的に点検を行うとともに、サウナ施設の使用時に正常に作動することを確認すること。
- (3) サウナ施設の扉は、内部から容易に開放できる構造とし、ラッチやその他の入浴者がサウナ施設内に閉じ込められるおそれのある設備又は装置を設けないこと。
- (4) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を備えていること。

2 施行期日

公布の日

※本条例案は、第 3 回港区議会定例会における議決を経て確定します。

3 経過措置

条例改正前から営業している既存施設に対しては、経過措置を設けて安全対策を徹底します。経過措置として、(1) 及び (2) は令和 9 年 9 月 30 日まで、(3) は同年 3 月 31 日まで適用しません。経過措置後も改善が図られない施設に対しては、改善措置命令等の行政処分を含め対応していきます。

【問合せ先】

みなと保健所生活衛生課長

電話：03-3455-4424



つながる港、つなげる未来

港区は令和 9 年 3 月 15 日に
区政 80 周年を迎えます